

# 除却協力員通信 Vol.29

除却協力員のみなさまに情報をお届けする年に2回のニュースレター

令和5年度(2023年度)も残り約1か月となりましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。

今年度2通目のニュースレターでは、日頃の活動に関するアンケートと、新しくなった『除却協力員のしおり』、そして新市長就任に伴う協力員証の取扱いについてご案内いたします。

## NEWS

### 1

## 日頃の活動に関するアンケートへのご協力をお願いします。

除却協力員のみなさまには、日頃より除却活動にご協力いただいているところですが、日々の活動に関するアンケートを、5年ぶりに実施したいと思えます。前回のアンケートの結果は、本通信のVol.18と19に載っていますので、ご興味がありましたら、ホームページをご覧ください。



←過去の  
除却協力員通信  
(バックナンバー)  
はこちらから

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/006/001/004/p033555.html>

以前は、協力員のみなさまと対面形式での意見交換会なども実施していましたが、近年は新型コロナウイルス感染症対策で対面の会議が難しく、みなさまのご意見を伺う機会が減少していたところです。これからは、再びみなさまで集まって活動ができるような機会を考えていきたいと思っておりますので、毎月の活動日数や困っていること等、日々の除却活動に関するみなさまのお声をお聞かせください。

同封いたしました返信用封筒を利用して、回答期限までにご返信ください。

**回答期限:3月15日(金)**

## 新しい「除却協力員のしおり」を送付いたします。



除却協力員制度の手引きとして、「八王子市違反屋外広告物除却協力員のしおり」をつくり、みなさまにお配りしています。

平成27年度の発行から約8年の月日が経過し、現在の状況にそぐわない内容等もありましたので、しおりを全面的に見直しました。

主な変更箇所は、「除却できる広告の種類」と「Q&A」の部分になります。その他は、日頃の除却活動に際してより分かりやすくなるように改訂しました。今までのしおりと見た目が変わり、しばらく見慣れないかもしれませんが、新しいしおりをぜひご覧いただき、日々の活動にご活用ください。

## 除却協力員の身分証はそのまま使用できますのでご安心ください。

令和6年1月29日から、新しく初宿和夫が八王子市長に就任いたしました。市長名が変わりましたが、お手元にある除却協力員の身分証は、令和7年3月末まで有効ですので、そのままお使いください。新市長名での再発行は行いませんので、なにとぞご了承ください。

なお、身分証の有効期間は最大3年間で、次回更新は令和7年4月を予定しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。